災害時における飲料供給に関する覚書（案）

松伏町（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水等の供給協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第１条　この覚書は、甲の区域内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときに、乙に飲料水等の供給を要請する際の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請等）

第２条　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、次の各号の規定により、飲料水等を供給するものとする。

（１）乙は、甲が管理する施設内に乙が設置した災害対応型自動販売機内に在庫する飲料水等の商品を１回に限り無償供給する。（災害発生後に補充した商品は対象外とする。）

　　　　設置場所　：

　　　　設置位置　：

　　　　台　　数　：

（２）乙は、流通備蓄する飲料水等の商品を可能な範囲内で、甲に優先的に有償提供し、その価格は乙のケース販売価格とする。

（３）乙は、前号の規定により飲料水等を有償供給した場合は、甲が契約・支払方法に関し、別に定める諸規定に基づき誠実に行うものとする。

（要請方法等）

第３条　甲は、飲料水等の供給を求めるときは、災害時における飲料水等供給要請書（様式１。以下「要請書」という。） を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請することができることとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

　（搬送）

第４条　乙は、前条の規定により飲料水等を供給する場合は、甲が指定する施設に搬送するものとする。ただし、道路不通及び停電等により搬送に支障が生じたときは、甲乙協議して搬送方法を決定する。

（有効期間）

第５条　この覚書の有効期間は、本覚書締結の日から乙が設置した災害対応型自動販売機の契約期間までとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２６年 ４ 月 １ 日

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏２４２４番

甲　　松伏町

　　　　　　　　　　　　　　松伏町長　　　　田　重　雄　　　印

　　　　　　　　　　　乙